

日本農業への提言

——アメリカ移民法政策および
オランダの農業政策を通じて——

内藤 祥平
(前田研究会 4年)

- I はじめに
- II アメリカ農業
 - 1 アメリカ農業の構造
 - 2 農業移民の抱える問題
- III オランダ農業
 - 1 オランダ農業を考える意義
 - 2 オランダ農業成功の要因
- IV 日本農業への提言
 - 1 農家1戸当たり面積を増やす
 - 2 外国人労働者を受け入れる
 - 3 選択と集中を行う
 - 4 農産業全体での協力体制を構築し、技術開発政策を促進する

I はじめに

GATT ウルグアイラウンドから始まった日本の農業分野における貿易自由化の流れは顕著である。かつては貿易自体が制限されていたコメなどの重要品目は設定された関税の下で貿易が行われるようになった。現在 TPP 参加の是非が激しく議論されているように、1980年代から今に至るまで、貿易条件が自由化に向かって緩和される各段階で議論がなされ、国民はこれに反対してきた。しかし、結果としては自由化が促進され、遂に TPP 交渉では関税の撤廃までもが焦点と

なった。この流れに従えば、TPPで農作物への関税が完全に撤廃されるか否かの結果にかかわらず、将来、農業分野の完全自由化がなされることは不可避である。そして、将来的に訪れる自由競争市場の中で日本の農業には今まで以上の競争力が求められる。

自由貿易への潮流という外的環境要因と並行して、日本農業それ自体も問題を抱えている。耕作放棄地の増加や、耕作可能面積が他の農業大国と比べて小さいなどの土地に関する問題、高齢化による人手不足や安価な労働力の不在などの労働者に関する問題などが存在している。しかし、第一次産業の農業が第二次産業の加工、さらには第三次産業の流通・販売なども一括して行うことで付加価値を訴求しようという六次産業化構想や、アベノミクス第三の矢である「成長戦略」の主幹として農産物の規制緩和が行われるなど、これらの問題を解決しようという動きが顕著になっていることもまた、事実である。

本論文では、日本農業が競争力を備えるためのケーススタディとしてアメリカとオランダの農業を分析する。第一に、アメリカ農業は広大な土地を利用した大規模農業で成功を取めたが、これを支えるのは広大な耕作地と農業移民の安い労働力である。日本農業が抱える問題を解決する方策として、農家1戸当たり耕作面積の増加および海外からの農業労働者の受け入れをアメリカのケースから考察する。外国人労働者の受け入れは労働者の不足を緩和し、安価な労働力の確保という点でもポジティブに働く。しかし当然ながら農業移民受け入れにはリスクも存在する。日本社会、特に農業移民の受け入れ先となる地方では外国人受け入れの態勢が整っておらず、こういった環境下で移民が農業からドロップアウトし治安が悪化する恐れがある。農業移民の受け入れが日本農業にとって是か否かを判断するに当たっては、メリットとデメリットを比較し、どちらに優先権を置くかが重要になる。そして、もし受け入れを是とするならば、どのようにしてリスクを最小化するかを考えなければならない。

第二に、オランダは九州ほどの国土面積でありながら農作物の輸出量がアメリカに次いで世界第2位の農業大国である。彼らは付加価値の高い作物を効率的に栽培することで農業大国へとなった。本論文ではオランダの成功モデルが日本にどの程度応用できるかを考察する。

Ⅱ アメリカ農業

1 アメリカ農業の構造

アメリカ農業が構造的に日本と異なる点は大きく分けて2点ある。第一に、土地の規模である。農林水産省によれば、「農家1戸当たりの農地面積についてみると、日本は1.8ha（2005年）、アメリカ合衆国は178.4ha（2002年）であり、比較すると日本はアメリカ合衆国の約99分の1¹⁾」である。地理的には、そもそもの国土のサイズが大きく異なり、また、国土の75%を山地が占める日本と比べてアメリカは平地が多くまとまった農地を確保できるという点で1戸当たりの農地面積に差が生じている。この地理的な問題は解決することができないといえる。しかし、99倍もの差が生じている原因は地理的要因だけとは言い難い。他の大きな要因としては戦後以降の農政が挙げられる。1947年の農地改革の影響は特に大きい。農地改革によって地主制度は解体され、これに従って農家1戸当たりの耕作面積も縮小した。世界的に農地面積の集約化が進む中で、日本の農政はこの流れに乗ることができなかった。国内の小規模農家は農業だけでは食べていくことができなくなり、兼業農家という形態で補助金を頼りに農業を続けていくことになる。このように、戦後の農政も日米の農地面積の差を生み出した一因である。

日米の農業構造の違いの2点目は、労働者である。米国農務省（USDA）が行った the National Agricultural Worker Survey (NAWS) によれば、2009年の段階でアメリカの農業労働者の76%は外国人で、そのうち75%はメキシコ人である²⁾。また、英語レベルに関しては、「どの程度英語を喋ることができるか？」（“How well do you speak English?”）の質問に対して、32%が「全く喋れない」（“Not at all”）と、31%が「少し喋れる」（“a little”）と答え³⁾、6割以上が英語に問題を抱えていることが分かる。裏を返せば、過半数の人間がメキシコ出身であり英語話者が半数を切っているのだから、農場で交わされる会話はスペイン語であることが想像できる。また、半数以上の移民労働者が不法移民であるというデータもあり、政府の統計が把握している数よりも格段に多くの労働者が海外、そしてそのほとんどがメキシコからの移民であるといえる⁴⁾。また、農作業は特定のスキルを必要とせず、学問的バックグラウンドも要しないことから、農業移民の教育水準は低い。45%が小学校卒業以下の教育水準にある⁵⁾。これらのデータから、合法、違法移民を問わず多くのメキシコからの移民がアメリカで農業に従事しており、

アメリカ農業にとって非常に重要な役割を担っていることが分かる。

2 農業移民の抱える問題

アメリカでは農業移民に関連して2点の問題が挙げられる。第一が不法移民の流入であり、第二は移民労働者を取り巻く労働環境である。

(1) 不法移民

まず1点目の不法移民についてであるが、移民大国のアメリカではこれは農業に限ったことではないといえ、前述したように特段のスキルや教育のバックグラウンドを要しない農作業に従事する移民は、不法移民のリスクが他産業に比べて高いといえる。しかし不法移民とはいうものの、アメリカも彼らを必要としていることには留意しなくてはならない。前述したようにアメリカの農業は海外、主にメキシコからの移民労働力に依存しており、これらの関係は切っても切れないものである。また、メキシコからしてもアメリカは雇用を得る貴重な場である。事実として2008年のアメリカ合衆国国勢調査局のデータによれば1140万人のメキシコ出身者がアメリカで生活しており、これはメキシコの人口の12分の1にあたる⁶⁾。以上のように、労働機会の提供、労働力の提供において、アメリカとメキシコ人移民は深い関係にある。直近の30年において、この両者の関係に大きく影響した政治的イベントは主に3つある。第一に国境警備予算が年々強化されていること。第二に1986年に施行された新移民法(The Immigration Reform and Control Act of 1986: 略称 IRCA)である。そして第三が北米自由貿易協定 (NAFTA)の締結である。1点目の国境警備の強化は、単純に不法移民の入国を水際で防ぐためのものである。しかし、近年の研究ではその効果に疑問を呈するものが多い。国境警備強化は問題の本質を解決するものではなく、メキシコ人のアメリカで労働をしたいという気持ちを削ぐものではない。たしかに国境周辺で不法入国をするものを逮捕し強制送還する確率は上昇するが、送還されようが、入国に成功するまで挑戦すれば、どちらにせよ不法入国が可能になってしまう。また、国境警備の強化はアメリカに滞在する不法移民がメキシコに帰国する可能性を低減させてしまう。よって、この政策は支出の割に不法移民の防止という点において大きな効果を発揮していないという説がある⁷⁾。第二の政策である IRCA は、国境警備の強化と性質を異とし、アメリカ国内にいる不法移民をどのように管理するかに焦点があてられている。IRCA は雇用者の管理と不法移民の管理の2つ

のパートから成り立つ。IRCAは雇用者が労働者を雇用する際に合法移民である証明書の確認を義務づけ、これに違反し、不法移民だと知りながら雇用を行った場合の罰則を設けた。このように不法移民の労働機会を制限する一方で、特別農業労働者プログラム(The Special Agricultural Worker Program)を通じ、一定の期間以上アメリカに滞在し、犯罪歴等がない不法移民が申請を行うことで合法移民になることができる政策を打ち出した。そもそも不法移民の問題点というのは、政府が管理できない移民が存在することによる治安面等の悪化であるから、条件を満たす不法移民を合法移民にした上で管理することは、合理的な政策といえるだろう⁸⁾。

そしてNAFTAは1994年に発効した、アメリカ・カナダ・メキシコの3国間での自由貿易協定である。NAFTAはメキシコからの移民に間接的ではあるが、長期的な視点から大きな影響を及ぼす。自由貿易協定がアメリカの農業に与える影響は大きく、それが結果として農産業への移民の数に現れるからである。NAFTAによってアメリカからメキシコへの農作物の輸出は大きく増えるという発効前の予想に反し、現状ではその輸出額はあまり伸びておらず、大きな効果を与えているとは言い難い。以上の3点の政策が農業に関わる不法移民のコントロールのためにアメリカが取ってきた政策である。

そして不法移民問題に対処するために、上記1点目のような国境警備の強化等で不法移民を締め出す政策と、上記2点目のような条件を満たす不法移民を合法移民と認める政策の2種類をめぐって、現在に至るまで議論されてきた。そして2013年にこの議論に大きな動きがあった。2013年7月、上院で可決され2014年7月現在下院で議決を待っているS.744移民法案(Immigration Bill)では、国境警備の強化と並行して、110万人もの不法移民を合法移民として認めるとしている。以下にその概要を、アメリカ出入国管理局(American Immigration Council)の発表から引用する。

「国境警備、経済機会、および移民近代化法」すなわちS.744は、米国移民制度の改革を幅広い側面から提案する法案であり、「八人組」として知られる民主・共和両党提携の8人の上院議員グループによって起草された。本法案は国境周辺での問題から移民法施行に関する問題まで全ての側面での移民プロセスに着手する。これは移民への家族および雇用ベースでのビザカテゴリーに変化をもたらす。適法手続の保護が厳格に定められ、全ての分野の労働力を補充するための非移民労働者の可用性が増加し、さらに米国に滞在する1100万人の不法移民に法的身分

を付与する」⁹⁾。

これまで見てきたとおり、アメリカでは不法移民の問題に対して、水際でその侵入を防ぎながらも、国内の不法移民を単純に排除するよりは、彼らを合法移民として認めることで政府の管理下に置くという政策にシフトしていることが分かる。しかし、これは移民の労働力に重度の依存をしているアメリカ農業の現状を考えた上での妥協的な政策であって、日本でも農業移民受け入れをした際にはこういった問題がついて回ることは想定しなければならないだろう。

(2) 労働環境

農業移民にまつわる2点目の問題は、過酷な労働環境である。過酷な労働環境は雇用者によってもたらされるものではあるが、移民労働者の性質上、こういった環境が生まれやすくなる面が存在する。その理由として第一に挙げられるのが、移民労働者には職場を変更する選択肢が限られていることである。ビザの関係上職種を変更することが難しい上に、金銭面の制約から無職状態になり転職の機会を探すことも困難だからである。また、不法移民においては、自らの立場上労働環境の問題を告発することができず、発言権がさらに弱くなるのは明らかである。そういった移民労働者の性質から、雇用者の力が強くなり、過酷な労働環境が生まれやすくなる。第二の理由としては、農家にとっての買い手である小売の力が強く、農家(雇用者)が労働者を酷使せざるを得ない環境が挙げられる。例えばフロリダのトマト農家のケースでは、トマトの買い手である大手ファーストフードチェーンの買い値に応じるためにトマト農家はコストカットに尽力せねばならない。そこで、トマト農家で連合し、移民労働者の賃金を低価格でコントロールしている。

労働者の保護に関しては、1983年季節農業労働者および移住者保護法(The Migrant and Seasonal Agricultural Worker Protection Act of 1983)で、雇用者は労働者と職務内容に関しての同意が必要との規定があるが、農産業においては国家労使関係法(The National Labor Relations Act)で規定されている、労働者が労働組合に加入する／を組織することを理由とする解雇の禁止が適用されないなど、保護の度合いは他産業と比べて非常に小さいといえる。また、全国農場労働者省(The National Farm Worker Ministry)といった団体が労働者の権利を守るよう抗議活動を展開するなどしているが、前述したような移民労働者の性質から本格的な活動には至っていない。間接的ではあるが、S.744によって不法移民が合法移民とな

表1 日本とオランダの比較

	国土面積 (ha)	農用地 (ha)	農業輸出額 (USD)
日本	3780万	456万	17億
オランダ	415万	190万	893億

ることで彼らの発言力が多少強まり、結果として労働環境が向上することは考えられる。

Ⅲ オランダ農業

1 オランダ農業を考える意義

アメリカが農業輸出の分野において世界一であることは多くの人に知られているだろう。では、世界第2位の農業輸出品を誇る国はどこかといえば、それは意外なことにオランダである。国土面積415万 ha は九州とほぼ同じ大きさでありながら、そのうち46%にあたる190万 ha が農用地であり、農産物輸出額は893億 US ドルに上る¹⁰⁾。安価な労働力を用いた土地利用型農業によって成功を取めたアメリカに対し、集約農業で成功を取めたオランダの状況は日本と比較的近く、今後の日本農業を考える上で意義があるため、本章ではオランダについて考察する。

2 オランダ農業成功の要因

九州と同程度の面積しかないオランダが農業分野で成功を取めた要因について、2つの側面から考えることができる。第一に、オランダを取り巻く環境的要因、そして第二に、オランダ農業が持つ内的要因である。まず、環境的要因に関して、地理的要因は無視できない。オランダの近隣にはドイツ、イギリス、フランスといった先進国が存在しており、オランダはこれらの大消費地に対して付加価値の高い施設園芸品を中心とした輸出に成功している¹¹⁾。さらに、イギリスを除いた主要輸出先とは陸続きであり、迅速かつ安価に輸送を行える点もオランダの有する地理的アドバンテージであろう。次に、政治的要因もオランダ農業に好影響を与えているといえる。EU加盟国であるオランダは、農業輸出のターゲットとなる他のEU諸国との間に関税が発生せず、農作物もこの例外ではない¹²⁾。単価の低い穀物などを世界中に大量に輸出するアメリカに対して、裕福なEU圏の大国

表2 日本とオランダのトマト、キュウリ単収の比較 (2011年)

	トマトの単収 (t/ha)	キュウリの単収 (t/ha)
日本	58	49
オランダ	478	655

をターゲットに輸出を行うオランダにとって、これらの環境的要因は大きな意味を持つ。

次に内的要因に関して、オランダ農業の強みは効率性の高さ、すなわち単位面積当たり収穫高の抜群の高さにある。2011年度のトマトの単収は日本の58t/haに対してオランダが478t/haであり、キュウリに至っては日本の49t/haに対しオランダは655t/haと実に10倍以上の差がついている¹³⁾。オランダ農業が抜群の効率性を有することが見て取れるだろう。そして、この強みの源泉となるのが「選択と集中」、「農産業全体での協体制度」、「技術開発政策」の3点である¹⁴⁾。

第一にオランダでは、前述した地理的・政治的要因を鑑みて、付加価値の高い施設園芸品目を集中的に栽培している。特に、栽培面積上位3品目のトマト、パプリカ、キュウリで79.8%を占めており、日本の上位3品目であるトマト、イチゴ、ホウレンソウが37.3%であることを考えれば少ない品種を集中的に栽培していることが分かる¹⁵⁾。特定品種を集中して栽培することで、マクロ・ミクロ両面から農業の効率性を増すことができる。マクロ面では農薬開発や品種改良などの特定品種の技術面でのバックアップが進み、ミクロ面では農家が栽培方法に慣れることで栽培の効率性が増す。

第二に、研究者、生産者、関連企業の三者の協力関係が挙げられる。池田英男氏によれば「生産者は売り上げの一定割合を研究費として提供する。研究者は、組織が変わらない限り転勤はなく、現場も良く知っている。したがって、データの蓄積が可能である。企業と研究者は生産者も含めて絶えず情報交換をしながら、新しい技術や資材を開発している。開発された技術や資材はすぐに生産現場で試され、必要があればさらに改良される。生産者同士は緊密な情報交換をしており、技術情報の週刊誌もあるほどで、生産者の新しい情報についての獲得欲求は極めて強い。」¹⁶⁾ また、具体例を挙げるならば、ワーゲニン地域ではワーゲニン大学を中心とした官民一体の農業研究施設が置かれ、その一帯は多くの農産業研究施設が集まるフードバレーとなっている¹⁷⁾。農産業全体が一体となって技術開発に努めている構造が大きな意味合いを持つのである。

第三に、技術開発支援に特化した政府の政策が果たした役割は大きい。農業を一産業として捉えることで、農家への単純な補助金の割合を低くし、その代わりに研究開発に多くの予算をつぎ込んでいる。一時しのぎの補助金を排除することで生産者間での競争が促され、これに加えて技術開発が行われることで長期的な成長を可能にした。

IV 日本農業への提言

日本農業が競争力を向上させるために、アメリカ、オランダのケースから考えられる方策として、「農家1戸当たり面積を増やす」、「外国人労働者を受け入れる」、「選択と集中を行う」、「農産業全体での協力体制を構築し技術開発政策を促進する」の4つが考えられる。本章では各項目に関して日本での実行可能性およびその上での実行方法について考察する。

1 農家1戸当たり面積を増やす

前述したように、日本の農家1戸当たり面積(2010年)は2.27haと、アメリカの169.6haに比して小さい。そして、この1戸当たり面積の差が日本農業の競争力の低さを象徴しており、単純に考えればアメリカとの間には埋められない差が存在するように思われる。本節ではまず①日本の農産業構造の特異性②作物による違いの2点について考察した上で、日本農業への提言を行う。

第一に日本の農業では「農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家」と定義される主業農家が農家戸数全体に占める割合は僅か9%である。農家1戸当たり面積の数字は全農家の平均値であるので、日本の数字が少なくなるのは自然といえる。そして、農家の耕作面積を増やす際に全農家の33%を占める兼業農家を対象とするのは現実的でないだろう。兼業農家は農業に割ける時間が限られているため、たとえ1戸当たり面積を増加させたとしても彼らはその耕作面積を最大限活用することができないからである。また、そもそも農業が主収入でない農家が耕作面積を拡大するため活発に動くとは考え難い。

第二に作物によっては、耕作面積が大きくなることと競争力のある農業との間の相関関係が成り立たないことを考えるべきである。耕作面積の増加は人件費などの固定費の削減には繋がるものの、その一方で耕作面積と生産性(単収)の間

には反比例の関係が成り立つという研究も存在する¹⁸⁾。耕作面積が広くなればなるほど、面積当たりに投下される労働力や費やされる肥料などが小さくなるためである¹⁹⁾。つまり、1戸当たり面積という指標は、コストが作物価格に大きな影響を及ぼす土地利用型農業の競争力を推し量ることはできるものの、生産性が作物価格に影響を与え、なおかつ付加価値の存在が競争力に対し大きな意味を持つ土地集約型農業に対し有効な指標とはいえない。

これら2点を踏まえると、日本が行い得る農家1戸当たり耕作面積拡大のターゲットが見えてくる。農家形態としては農業を主収入とする主業農家であり、栽培作物による分類としては米をはじめとする土地利用型農業である。

2 外国人労働者を受け入れる

外国人労働者を受け入れるメリットは大きく2点ある。第一に人件費を抑制できること。そして第二に人手不足を解消できることである。

まず人件費の抑制の観点から外国人労働者の受け入れがどのような効果を有するかを考える。仮に日本の新規就農者に占める外国人の割合がアメリカ並みの水準(76%)に達した場合、どの程度のインパクトがあるのかを考える。日本の高卒者の農業法人の初任給は14.5万円ほど²⁰⁾で、2か月分のボーナスを含めると年およそ200万円の人件費がかかることになる。対する外国人労働者は最低賃金での労働が可能となる。全国平均での最低賃金は780円であるが、これは800円台後半の首都圏地域によって引き上げられたもので、農業が盛んな地方都市では700円弱が相場である²¹⁾。そこで最低賃金を700円で週40時間労働と仮定すると、年およそ145万円の人件費がかかることになる。2013年の新規就農者5万人²²⁾の76%である3万8千人が外国人に入れ替わった場合、年およそ210億円の人件費削減に成功することになる。したがって、外国人労働者受け入れによる第一の効果である人件費の抑制は、非常に大きなインパクトを持つことが分かる。

第二に人手不足の緩和であるが、こちらも大きな効果を持つと考えられる。農業従事者に占める65歳以上の割合が欧米諸国の平均である25%を大きく上回る60%を記録する²³⁾日本では農産業における人手不足が深刻であり、外国人労働者の受け入れはこれを解決する政策となり得る。

そこで、もし日本農業が外国人労働力の受け入れ条件を緩和するとしたら、その際に気を付けなければならないことは何であるのか。海外からの労働力の受け入れは他の農業政策とは本質的に異なる部分が2点ある。1点目は、一般の農業

政策は日本農業を改善することがその目的であるのに対し、海外労働力の受け入れを行う際には、その制度が日本農業だけでなく、海外からの労働者、労働者の出身国に対しても利益を生むものでなくてはならない点である。そして2点目は、他政策に比して、政策開始の段階でより長期的かつ具体的なビジョンを必要とする点である。

アメリカのケースから読み取れるように、外国人労働力受け入れのドアを一度開放してしまうと、そのドアを再び閉じることは困難になる。外国人労働者およびその出身国との関係上、日本の都合だけで政策を決定することが困難であり、また、一度労働力が外国人に置き換わってしまうと、それを日本人で再度カバーすることが難しくなるためである。そこで、日本が外国人労働力を受け入れる際は、単に日本農業の労働力を外国人でカバーするといった曖昧なゴールではなく、どういった形態のどの程度の規模の農家でどういった目的のために外国人労働力を活用するのかといったことを、日本農業の将来を見据えながら考える必要性がある。例えば、中山間地域の農家で人手不足を解消するために外国人労働者を受け入れる場合と、農耕地帯の大規模農家で人件費をカットし製品に競争力を持たせるために外国人を受け入れる場合とでは、性質も、その将来像も大きく異なるということである。

3 選択と集中を行う

オランダ農業は選択と集中を行うことでマクロ・ミクロの両面から効率性を向上させたことは前述した。しかし、農産業で選択と集中を行うことには3点のリスクが存在する。

第一に、選択と集中による農産業の強化は食料安全保障の維持に反することである。まず、農林水産省の定義に従えば、食料安全保障とは「予想できない要因によって食料の供給が影響を受けるような場合のために、食料供給を確保するための対策や、その機動的な発動のあり方を検討し、いざという時のために日ごろから準備をしておくこと」²⁴⁾である。選択と集中を行い、特定の作物の輸出货量を増やしたとしても国民に供給できる食料の種類が減るわけだから、その減少分は輸入に頼らざるを得ない。つまり、たとえ輸出货量の増加分が輸入量の増加分を上回ることで食料自給率が向上したとしても、輸入量は確実に増加してしまうわけである。結果として、選択と集中による農業の強化は農産業の競争力強化に貢献することができたとしても、農業が有するもう一つの大きな役割である国家の

食料安全保障を維持することには繋がらない。

第二に、市場リスクに晒される点である。オランダモデルの選択と集中は、輸出先市場の需要ありきでの成功例である。つまり、今後何らかの要因で輸出先市場でのオランダの施設園芸品への需要が低下した場合、作物は値崩れを起こし、最悪のケースとしては売りさばくことができなくなってしまう。さらに、選択と集中を行えば、一品目ごとへの依存度が高まるから、多品種を栽培するケースと比べてリスクが分散されない。日本を想定するならば、地理的要因から輸出先市場として東南アジアや中国などの新興国が対象になる可能性が高いが、これらの市場は変化が目まぐるしいため、その動向を予測することはさらに難しくなるといえる。また、選択と集中により特定の作物が市場に供給されることで供給過多となり価格の低下を招く恐れもある。選択と集中を行った場合、輸出先市場の動向が国内農業に大きな影響を与えることになり、さらに限られた品目を集中的に栽培している状況下においては、このリスクは小さくないと考えられる。

第三に、天候の悪条件、病害虫の流行などのリスクである。これらのリスクは農業には付きものではあるが、とりわけ、選択と集中を行った際には栽培品目が少なくなるのだから、これらのリスクは増加する。

上述した3点のリスクを加味すれば、日本農業が国家単位で選択と集中を行うことは合理的とはいえないであろう。しかし、上述した3点のリスクは国家単位でマクロに選択と集中を行った際に生じるものである。農家単位でのミクロな選択と集中ならば、第三のリスクのみが存在することになる。農家が選択と集中を行うことでも、機械等の設備投資が削減でき、また、特定の作物に対するノウハウ蓄積速度も向上する点で有効であるといえる。そして政府が天候不順や病害虫に対する補償を充実させることで、各農家がリスク分散のために生産性を落としてまで多くの作物を栽培する必要がなくなれば、選択と集中を促進することが可能である。

4 農産業全体での協力体制を構築し、技術開発政策を促進する

当然ながら日本とオランダでは農産業の構造が異なるため、オランダの制度を日本にそのまま移行することは困難だが、日本農業も構造改革を必要としている。本節では農業協同組合を中心とした日本の農産業構造について深く論じることは避けるが、アベノミクス第三の矢「成長戦略」の農産業の規制緩和について触れる。2014年6月の閣議決定で、「農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一

体的改革」と銘打って、日本農業の構造改革を進める方針が示された²⁵⁾。特筆すべきは農業生産法人に関する点である。オランダでは農業法人が生産者と研究者を結ぶことに関して大きな役割を担っていたが、従来の日本の農業に企業が参入することは困難であった。そこで今回の成長戦略では従来の規定を緩和することで企業の参入を容易にする方向性が示された。しかしアベノミクスの成長戦略は未だ全容が示されたとはいえ、今後の進展に注目したい。

- 1) 農林水産省「日本とアメリカ合衆国における農家1戸当たりの農地面積」[<http://www.maff.go.jp/j/heyas/sodan/0702/01.html>] (最終閲覧日: 2014年11月12日)。
- 2) The National Agricultural Worker Survey, Country of Birth & Ethnicity, [<https://naws.jbsinternational.com/3/3birth.php>] (最終閲覧日: 2014年11月12日)。
- 3) 同上, How well do you read English? [<https://naws.jbsinternational.com/3/3read.php>] (最終閲覧日: 2014年11月12日)。
- 4) Ximing Wu, “Theme Overview: Immigration, U.S. Agriculture, and Policy Reform”, Choices the Magazine of Food, Farm, and Resource Issues [<http://www.choicesmagazine.org/2007-1/immigration/2007-1-07.htm>] (最終閲覧日: 2014年11月12日)。
- 5) The National Agricultural Worker Survey, Educational level [<https://naws.jbsinternational.com/2/2edlevel.php>] (最終閲覧日: 2014年11月12日)。
- 6) US Migration Policy Institute, Mexican Immigrants in the United States [<http://www.migrationpolicy.org/article/mexican-immigrants-united-states-0>] (最終閲覧日: 2014年11月12日)。
- 7) Public Policy Institute of California, 2002; Singer and Massey, 1998.
- 8) IRCA, Immigration Reform and Control Act of 1986 [<http://www.uscis.gov/iframe/ilink/docView/PUBLAW/HTML/PUBLAW/0-0-0-15.html>] (最終閲覧日: 2014年11月12日)。
- 9) American Immigration Council, A Guide to S. 744 [<http://www.immigrationpolicy.org/special-reports/guide-s744-understanding-2013-senate-immigration-bill>] (最終閲覧日: 2014年11月12日)。“The ‘Border Security, Economic Opportunity, and Immigration Modernization Act,’ or S. 744, is a broad-based proposal for reforming the U.S. immigration system written by a bipartisan group of eight Senators known as the “Gang of Eight.” Senators Charles Schumer (D-NY), John McCain (R-AZ), Richard Durbin (D-IL), Lindsey Graham (R-SC), Robert Menendez (D-NJ), Marco Rubio (R-FL), Michael Bennet (D-CO), and Jeff Flake (R-AZ) drafted S. 744 in the spring of 2013. The bill addresses all aspects of the immigration process from border and enforcement issues to legal immigration reforms. It makes changes to the family and employment-based visa categories for immigrants, provides critical

- due-process protections, increases the availability of nonimmigrant workers to supplement all sectors of the workforce, and provides legal status to 11 million undocumented immigrants within the United States.”
- 10) 農林水産省「オランダの農林水産業概況」(2014年9月1日) [http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_gaikyo/nld.html] (最終閲覧日: 2014年10月28日)。
 - 11) 一瀬裕一郎「オランダの農業と農産物貿易—強い輸出競争力の背景と日本への示唆—」(『農林金融』809号、2013年、445頁)。
 - 12) European Commission Taxation and Customs Union, TARIC [http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_duties/tariff_aspects/customs_tariff/index_en.htm] (最終閲覧日: 2014年10月28日)。
 - 13) FAOSTAT, Netherlands and Japan [http://faostat.fao.org/site/567/DesktopDefault.aspx?PageID=567#anchor] (最終閲覧日: 2014年10月30日)。
 - 14) 三輪泰史「オランダ農業の競争力強化戦略を踏まえた日本農業の活性化策」(『JRI レビュー』Vol.5、2014年、118頁)。
 - 15) 一瀬、前掲論文、446頁。
 - 16) 池田英男「高生産性オランダトマト栽培の発展に見る環境・栽培技術」(日本学術会議公開シンポジウム『知能的太陽光植物工場』講演要旨集、2009年、10頁)。
 - 17) 三輪、前掲論文、112頁。
 - 18) Amartya K. Sen, *Peasants and Dualism with or without Surplus Labor*, Journal of Political Economy Vol. 74, No. 5 (Oct., 1966), p. 425.
 - 19) Munir Ahmad and Sarfraz Khan Qureshi, *Recent Evidence on Farm Size and Land Productivity: Implications for Public Policy*, The Pakistan Development Review 38 : 4 Part II (Winter 1999), p. 1148.
 - 20) 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構「農業法人で給料はどのくらいもらえますか?」[http://inz.jpn.org/nougyou-1/nougyou-1-5/cat86/post-71.html] (最終閲覧日: 2014年11月26日)。
 - 21) 厚生労働省「平成26年度地域別最低賃金改定状況」[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/] (最終閲覧日: 2014年11月26日)。
 - 22) 農林水産省「新規就農者数」[http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/08.html] (最終閲覧日: 2014年11月26日)。
 - 23) 内田多喜生「後期高齢者への依存強める日本農業」(『農林金融』737号、2007年、373頁)。
 - 24) 農林水産省「食料安全保障とは」[http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/1.html] (最終閲覧日: 2014年12月3日)。
 - 25) 農林水産省「規制改革実施計画」[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/honbu/pdf/7_ seme10_siryou5.pdf] (最終閲覧日: 2014年12月4日)。